

令和 年 月 日 法人番号

この申告の基礎となる修正決定の修正による。

所在地 (本籍が支店等の場合は本籍所在地を記載) (電話)

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額) 兆 十億 百万 千 円

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の申告書

(事業税)

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得金額総額別表5⑳				(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額	0.00		0.00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額	0.00		0.00	還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額	0.00		0.00	退職年金等積立金に係る法人税額
計 ㉑+㉒+㉓	0.00		0.00	課税標準となる法人税額
軽減税率不適用法人の金額	0.00		0.00	①+②-③+④
付加価値額総額				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
付加価値額	0.00		0.00	法人税割額
資本金等の額総額				(5)又は(6)×100%
資本金等の額	0.00		0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額
収入金額総額				税額控除超過額相当額の加算額
収入金額	0.00		0.00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
所得金額総額別表5㉔				外国の法人税等の額の控除額
所得金額	0.00		0.00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額
付加価値額総額				差引法人税割額
付加価値額	0.00		0.00	⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫
資本金等の額総額				既に納付の確定した当期分の法人税割額
資本金等の額	0.00		0.00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
収入金額総額				この申告により納付すべき法人税割額
収入金額	0.00		0.00	⑬-⑭-⑮
合計事業税額	⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟		0.00	算定期間において事務所等を有していた月数
事業税の特定寄附金税額控除額			0.00	円× $\frac{㉟}{12}$
控引事業税額	0.00		0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			0.00	この申告により納付すべき均等割額
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業			0.00	この申告により納付すべき道府県民税額
所得割	0.00		0.00	⑯+⑰
資本割	0.00		0.00	この申告により納付すべき均等割額
収入割	0.00		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			0.00	⑱のうち見込納付額
所得割	0.00		0.00	差引
資本割	0.00		0.00	⑲-⑳
収入割	0.00		0.00	特別区分の課税標準額
⑳のうち見込納付額			0.00	同上に対する税額
摘要			0.00	市町村分の課税標準額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額			0.00	同上に対する税額
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			0.00	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			0.00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
合計特別法人事業税額	㉑+㉒+㉓		0.00	還付請求
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			0.00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	0.00		0.00	銀行支店
この申告により納付すべき特別法人事業税額	0.00		0.00	口座番号(普通・当座)
差引	㉑-㉒		0.00	法人税の期末現在の資本金等の額
				法人税の当期の確定税額
				決算確定の日
				解散の日
				残余財産の最後の分配又は引渡しの日
				申告期限の延長の処分(承認)の有無
				事業税 有・無 法人税 有・無
				法人税の申告書の種類
				青色・その他
				この申告が中間申告の場合の計算期間
				翌期の中間申告の要否
				要・否
				国外関連者の有無
				有・無

(道府県民税)

署名

(電話)

(特別法人事業税)

